

2013年12月19日

各位

阪急阪神ホールディングス株式会社

株式会社阪急阪神ホテルズ及び株式会社阪神ホテルシステムズに対する
措置命令についてのお詫び

当社グループでホテル事業を遂行する株式会社阪急阪神ホテルズ及び株式会社阪神ホテルシステムズでは、12月19日、消費者庁から、ホテル等施設においてお客様に提供する料理に係る表示の一部に関して、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第1号に違反するとして、同法第6条に基づき措置命令を受けました。

当社といたしましても、お客様をはじめ、関係の皆様にご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後は、両社と共に、再発防止を徹底し、グループ一丸となって創業の精神に立ち返って、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

以上